

標準監査報告書の行方

関西学院大学教授 はやし たかとし 林 隆敏

日本の標準監査報告書は、2010年3月の監査基準改訂により、国際監査基準に規定されている監査報告書の書式及び記載内容との整合が図られたが、近年、国際機関や諸外国において、標準監査報告書の書式と記載内容の見直しを巡る議論が活発に行われている。標準監査報告書は、財務諸表監査の性質や監査人の役割ないし責任を、財務諸表利用者に伝達する重要な手段である。本稿では、標準監査報告書の行方を考える手掛かりとして、IAASB及びIOSCOが実施している標準監査報告書に関する調査・研究の概要を紹介する。

I 標準監査報告書の意義

1950年7月に公表された「監査基準・監査実施準則」の前文において、「監査報告書は、監査の結果として、財務諸表に対する監査人の意見を表明する手段であるとともに、監査人が自己の意見に関する責任を正式に認める手段である。従ってその内容を簡潔明瞭に記載して報告するとともに責任の範囲を明確に限定することは、利害関係人ばかりでなく、監査人自身の利益を擁護するためにも重要である。」と述べられている。

このような監査報告書の性質を反映して、公認会計士による財務諸表監査の監査報告書では、「実施された監査手続全体の質はどのような水準であったか」及び「監査人が負う

責任の範囲はどこまでか」を明確に伝達するために、定型の書式と記載文言が採用されている。また、日本だけでなく諸外国においても、標準監査報告書が採用されている。ここに標準監査報告書とは、無限定適正意見が表明された監査報告書を意味する¹。標準監査報告書を採用することは、つまり、「監査の実施」と「監査の主題についての結論」に、全く不満がなかった場合に表明される無限定適正意見が記載された監査報告書を標準とし、監査報告書に重大な事項や問題点が記載された場合に、監査報告書の読者がそれを確かかつ容易に識別できるようにすることを意図するものである（鳥羽[2009]、304-306頁）。

日本の標準監査報告書は、周知のとおり、数次の改訂を経て今日に至っ

ている。1991年の改訂は、アメリカ公認会計士協会（AICPA）が1988年に行った監査基準書の大幅な改訂（期待ギャップ監査基準の公表）の影響を受けたものである。2002年の改訂では、アメリカの監査基準だけでなく国際監査基準をも参考に、日本の監査基準の国際化が図られた。そして、2010年には、国際監査基準が規定する標準監査報告書の書式及び記載内容に合わせるために改訂が行われたばかりである。

しかし、近年、監査を取り巻く環境の変化に応じて、実施された監査の性質、監査の結論、監査人が負う責任などをより適切に伝達することを目的として、国際会計士連盟（IFAC）の国際監査・保証基準審議会（IAASB）、証券監督者国際機構（IOSCO）、欧州委員会（EU）²、あるいはアメリカやイギリスにおいて、標準監査報告書の書式や記載内容を見直す作業が進められている³。本稿では、IAASB及びIOSCOによる調査・研究の概要を紹介し、標準監査報告書の行方を考えたい。

II IAASBによる調査

1. 調査の背景

IAASBとAICPA監査基準審議会(ASB)は、2006年に、さまざまな財務諸表利用者の財務諸表監査及び監査報告書に関する理解を把握するとともに、それに関連する情報と知見を得るための学術調査を委託する共同推進計画を開始した。委託された調査は、2009年9月までにすべて完了しており、以下の4つの報告書が提出されている⁴⁾。

- ① 無限定監査報告書：利用者の知覚、利用者の意思決定及び意思決定プロセスへの影響に関する調査、並びに将来の研究の方向性(2009年5月)
- ② 監査に関する期待と現実に実施された監査とのギャップ、並びに監査報告書に関する利用者の知覚及び望まれる改善について、2008年に英国及びニュージーランドで実施された調査研究の報告書(2009年9月)
- ③ 標準監査報告書により伝達されるメッセージに関する投資者、監査人及び債権者の理解(2009年9月)
- ④ 国際監査基準700に規定されている標準監査報告書に関するドイツ及びオランダの財務諸表利用者の理解(2009年8月)

2. 調査結果

上記の委託調査による発見事項は、IAASB・ASB共同作業部会によって報告書に取りまとめられ、IAASBに提出された。IAASB作業部会は、この報告書及び関連する他の情報を基に、標準監査報告書に関する利用者の知覚について、以下のような結論を導き出している(IAASB [2009a], pars. 36-44)。

(1) 一般的な結論

- ① 監査報告書の価値は、利用者に

よって、とりわけ監査報告書が限定されているか否かについて、評価される。

- ② 無限定監査報告書の価値は、主にそれが記号であることにあり、報告書の記載内容ではなく、その存在によって評価される。

- ③ 利用者は監査報告書を読んでいるとは思えず、利用者が関心を持つ特定の事業体の監査済み財務諸表に関連して監査報告書が存在しているという事実だけに注目している。

上記の結論に基づき、被監査事業体に関する利用者の判断及び決定は、一般的には、標準監査報告書の具体的な記載内容と書式には影響されないと考えられる。監査報告書の伝達上の価値を改善するための方法が検討課題となる。

- ④ 期待のギャップは強固であり、これを変化させることは非常に困難である。

財務諸表の監査の範囲と目的及びそれに関する監査人の役割と責任を取り巻く期待ギャップは、監査そのものや監査人と経営者それぞれの役割に関して標準監査報告書に記載される説明にかかわらず、強固である。ただし、期待ギャップには、時の経過につれて変化している側面もある。標準監査報告書に経営者と監査人それぞれの責任を記載することによって、期待ギャップはむしろ拡大したという見解もある。

- ⑤ 利用者の監査の範囲及び質に関する知覚と監査報告の質に関する知覚は、切り離せないほど密接に結び付いている。

利用者がその目的に照らして有用であるか又は望ましいと考えている種類の情報が監査報告書により多く

記載されれば、監査の質は高まるとする意見もある。しかし、利用者が監査人に対して監査報告書での報告を望む追加情報の種類に関して明確な合意はない。利用者は、財務諸表監査の対象となっている事項に関する追加報告とともに、現在の財務諸表監査の対象ではない事項についても、追加報告を求めていると思われる。

(2) 具体的な結論

- ① 現在の標準監査報告書の記載内容は、有用であるとはみなされていない。利用者が監査報告書は有用でないと考える理由のいくらかは、報告書の書式及び内容に関連する要因によって形成されているように思われる。例えば、

(a) 監査人が利用者に伝達したいメッセージを伝えるために用いられる文言は定型であり、専門用語の利用も含めて、監査報告書で用いられる用語について意味の共有がなされていない。その結果、監査人が監査報告書で伝えようとするメッセージが、しばしば利用者には理解されない。

(b) 「合理的な保証」、「適正表示」及び「重要な虚偽の表示」のような、利用者が十分に理解していない専門用語が監査報告書に含まれている。

- ② 利用者は、特定の財務諸表について実施された監査に関して、並びに当該監査において検出された事項及び最終的に獲得された保証の水準に関して、監査報告書に開示される情報が不足していると考えている。そのような情報がない場合、洗練された利用者は、監査に基づいて財務諸表に置くことの

できる信頼性の程度を評価することができないと感じるであろう。

特定の事業体の監査について利用者が望んでいると思われる情報の種類は、以下のように例示されている。

- ・ 監査人の独立性に関係する状況又は関係
 - ・ 監査上の重要性（すなわち、監査済み財務諸表における既知あるいは可能性のある虚偽の表示を識別するために当該監査において適用された重要性の水準）に関する情報
 - ・ 当該監査において実際に達成された保証の水準
- ③ 利用者は、監査済み財務諸表に対する監査報告書において、監査人による被監査事業体に関する情報の追加報告を望んでいる。監査報告書に関する利用者の理解は、財務諸表の監査の目的を超えた事項を含む、より広範な監査人による伝達の価値と結び付いた期待によっても形成される。例えば、
- (a) 監査人は、利用者が関心を有する以下のような事項について報告すべきである。
 - ・ 被監査事業体の財務諸表及び内部統制を含む財務報告システムの質
 - ・ 被監査事業体の事業体としての質
 - (b) 監査を実施した結果として、監査人が有している被監査事業体に関する情報及び監査委員会に報告又は開示した情報は、利用者にも同様に伝達するべきである。
 - (c) 公益に関わる状況においては、検出事項を外部関係者に報告すべきである（例えば、特定の条

件を満たした場合の規制当局への報告）。

3. 現在の状況

IAASBは、作業部会から提出された報告書を基に議論を進め、2011年度上半期に、以下の事項を骨子とする諮問文書を公表することを計画している（IAASB [2010], Table 3）。

- ① 監査報告の強化に関する諸提案（実施された監査に関する情報の記載、ビジネスモデルの持続性やガバナンスの質に関する情報への拡張、監査報告書の書式の変更など）
- ② 監査報告モデル（複数の監査報告モデルの提示）
- ③ 監査報告の拡張により生じる諸問題

III IOSCOによる調査

1. 調査の背景

IOSCOが2007年6月に開催した公開会社監査の質に関する円卓会議において、参加者から、標準監査報告書は、監査及び監査プロセスに関する重要な情報を伝達するのに有効であるかどうかという疑問が呈された。別の参加者は、標準監査報告書に記載される監査意見の二者択一性（binary nature）——すなわち、財務諸表が財政状態等を適正に表示しているか否かについての監査意見が表明される合格／不合格モデル——は、今日の複雑な事業環境にとっては最適なものではないかもしれないと示唆した。また、標準監査報告書は、監査人が監査意見を表明するために実施した行為や監査人が監査の過程で検出した問題点を具体的に明らかにせず、このことが投資者にとっての標準監査報告書の価値を限定し

ているとの意見も示された。さらに、不正発見に関する「期待ギャップ」の存在も指摘された。

このような背景の下で、IOSCOの専門委員会（監査業務作業部会）は、2009年9月に諮問文書「監査人による伝達」を公表した（IOSCO [2009]）。この諮問文書は、投資者の情報要求に応えるために、標準監査報告書の変更又は追加的な伝達が必要かどうかを探るために公表されたものである。

2. 標準監査報告書に対する批判

上述のとおり、現行の監査報告モデルはもはや財務諸表利用者のニーズにできていないという指摘がある。また、監査報告書はこれまで、事業活動、財務報告及び監査において増大し続ける複雑性を適切に反映するように見直されてこなかったという意見や、標準監査報告書の有用性そのものを疑問視する声もある。諮問文書では、標準監査報告書に対する批判として、以下の3つが示されている。

- (1) 合格又は不合格という二者択一式の監査意見を表明していること
標準監査報告書は一般に、合格／不合格アプローチを採用していると考えられる。監査意見は、財務諸表が適正に表示しているか（合格）、又は適正に表示していないか（不合格）を述べるだけである。二者択一式の監査意見の主たる利点は、追加情報で監査意見を曖昧なものとすることなく、監査人の結論を簡潔かつ率直な方法で述べることにある。しかし、この簡潔さは、それが中間を許容しないという理由で、標準監査報告書の最大の欠点の1つであると考える向きもある。つまり、財務諸表利用者は、被監査事業体がその会

計及び財務報告について、「合格範囲」内でのどのような「成績」を受け取ったかを監査報告書から見分けることはできない。

(2) 型通りで専門的な用語を記載していること

標準監査報告書に記載される文言は、国・地域によって異なるけれども、重要な事項は実質的に同じ文言を用いて記述されている。例えば、監査人は「合理的な保証」を得ていること、監査は「重要な虚偽の表示」の発見を念頭に置いて計画・実施されること、及び財務諸表が「適正に表示」しているかどうかについての意見が記載される。標準化された文言を使用した監査報告書に対しては、その利点にもかかわらず、型通りであまりに専門的であるとの批判がある。財務諸表の利用者は、標準監査報告書に記載されている文言の意味を理解していないかもしれない、それらの文言からごくわずかの意味合いしか汲み取らないかもしれない。コーエン委員会報告書は、標準監査報告書におけるこのような型通りで専門的な用語がもたらす意味合いを、「標準監査報告書を利用することの一つの効果は、監査報告書の記載文言に慣れてくると、監査報告書をみても、それを読まなくなるようになるということである。(中略) 監査報告書全体は複雑ではあるが、もはや読む必要のない一つの記号とみなされるようになる。」(AICPA [1978], p.73) と述べている。

(3) 監査手続及び監査判断の水準を表していないため、期待ギャップを引き起こす原因となっていること
期待ギャップが存在し続けていることの原因の少なくとも一部分は、監査人が検出事項を財務諸表の利用

者に伝達する方法の欠点、すなわち、標準監査報告書は、監査の計画・実施に当たって監査人が行う努力を具体的に示していないという事実に戻せられる。不正に関してしばしば言及される標準監査報告書の欠点は、不正の発見に関する監査人の責任が十分に説明されていることである。例えば、IAASBにより設定された監査報告書は不正に言及しているけれども、それは、「監査は、連結財務諸表における金額及び開示に関する監査証拠を入手するために実施された手続からなり、当該手続は、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価を含む」と極めて簡潔なものである (IAASB [2009b], Appendix)。

また、欧州証券規制当局委員会の調査 (CESR [2007], pp.1-2) では、IAASBの標準監査報告書は、以下の質問に対してわずかな回答しか提供していないと指摘されている。

- ・ 監査人は、自身の独立性を確保するために何をしたか。
- ・ 当該監査における具体的なリスク及び留意点、並びにその理由は何か。
- ・ それに応じて実施された監査上の対応は何か。
- ・ どのような重要性の基準が用いられたのか。
- ・ 監査範囲から明確に除外されたか、又は直接的な検証業務が制限された事業体又は項目は何か。
- ・ 監査人は、他の監査人の業務を利用する場合に、業務の品質を高い水準に確保するために何をしたか。

3. 質問事項

諮問文書では、このような批判を解消するための標準監査報告書の変

更案を評価するに先立ち、標準監査報告書の変更が議論に値するものかどうか、及び考え得る標準監査報告書の変更案とその長所と短所が議論されている。そして、これらの議論を踏まえて、以下の4つの質問事項が示された。

- ① 標準監査報告書は、投資者にとって有用か。もし、有用でなければその理由。
- ② 投資者は、より簡潔な監査報告書 (例えば、財務諸表の適正表示に関する監査意見のみ記載された報告書) を好むか。もしそうであるならばその理由。
- ③ 投資者は、情報に基づいた投資意思決定を行うために必要な監査に関する情報を受け取っているか。もし受け取っていないければ、当該情報は経営者と監査人のいずれによって提供されるべきか。監査人によって提供されるべき情報について、標準監査報告書を変更すべきか、それとも、監査人による他の伝達手段が正当化されるか。新規の又は改訂された監査報告書には何を記載し (例えば、監査人によるリスク及び監査におけるその他の検出事項に関する分析、被監査事業体の財務報告の質に関する報告、独立性及び実施した監査業務に関する監査人による討議と分析)、どのような形態とすべきか (例えば、標準監査報告書の改訂又は監査人による新しい伝達手段の開発)。追加情報の提供は、投資者による監査済財務諸表の利用にどのように影響するか。時間が経てば、この追加情報の有用性は減少するか。
- ④ もし、新規の又は改訂された監査人による伝達が望ましいとする

ならば、そのような伝達は現実的か。法律上、規制上及び実務上のどのような問題がそのような伝達を妨げるか。どのような追加情報が提供されるべきかを決定するために、規制当局が用いるべき規準又は原則は何か。このような諸問題に悩まされることなく、投資者が、この情報を受け取るための代替的な仕組みはないか（例えば、新規の又は改訂された監査人による伝達に代わる、経営者又はガバナンスに責任を負う者による新規の又は改訂された開示のような仕組み）。

4. コメント

諮問文書の質問に対しては、22件のコメントが寄せられている（IOSCO [2010]）。これらのコメントには、上記4つの質問に対応して述べられている（つまり、質問とコメントを対応させることができる）ものもあれば、回答者なりの視点で包括的に述べられている場合もある。ここでは、紙幅の関係上、フランスの会計監査人全国協会（The Compagnie Nationale des Commissaires aux Comptes）のコメントを一部抜粋して紹介する。

まず、質問①については、国際監査基準に規定されている標準監査報告書は投資者にとって有用であるとする。その理由として、標準化された監査意見は異なる企業及び異なる期間について財務諸表の信頼性の比較を可能にしていること、経営者と監査人それぞれの責任が述べられていること、監査報告書の首尾一貫性を高めていることなどが指摘されている。

フランスでは、法定監査報告書の有用性を高めるために、2003年に、

「監査人による評価の根拠」と呼ばれるパラグラフが導入されている。このパラグラフには、会計方針、会計上の見積り、及び財務諸表全体の表示について監査人が行った作業に関する情報が記載される。この点で、フランスの法定監査報告書は国際監査基準に規定されている標準監査報告書よりも進んでおり、このようなパラグラフは、投資者により有用な情報を提供すると考えている。

質問②については、フランスでは投資者のニーズについての調査が実施されていないので、それを評価することは非常に難しいが、1987年以降の傾向としては、法定監査報告書に、「監査人による評価の根拠」及び「その他の報告責任」というパラグラフが導入されており、簡潔な監査報告書は選好されていないと回答している。

③の被監査事業体の財務状況に関する情報を投資者に提供することに監査人が関与し、責任を負うことについては、経営者及び（又は）ガバナンスに責任を負う者の責任を超えることはできないとする。経営者、ガバナンスに責任を負う者、監査人、投資者、規制当局などのさまざまな関係者はすべて、被監査事業体及び意思決定プロセスに異なる水準の責任を負っている。関係者それぞれが引き受ける責任は異なるので、必要な情報ニーズも異なる。したがって、すべての関係者に同じ情報を提供する必要はない。

最後に、④については、監査人は情報の提供者ではないので、被監査事業体の財務状況に関する新規の又は改訂された伝達は、監査人によって直接行われるべきではないとする。事業体に関する情報は、監査人では

なく事業体によってのみ提供できる。また、新規の又は改訂された伝達に当たっては、事業体の機密保持や職業専門家としての守秘義務という法令・規制上の問題が生じると考えられる。したがって、法令や規制の変更を行う前に、すべての利害関係者による広範な議論を行うことが望まれるとしている。

IV 結びにかえて

冒頭で述べたように、近年、標準監査報告書の再検討が国際機関や諸外国において同時並行的に行われているが、その基礎にある問題意識は共通している。すなわち、現在の標準監査報告書は環境の変化に対応しておらず、利用者にとって有用ではないのではないか、そこに期待ギャップの一因があるのではないかと、標準監査報告書を有用なものとするためには、どのような見直しが必要かという問題意識である。

具体的な改善提案として、監査そのものについての具体的説明や被監査事業体についての情報を、標準監査報告書に記載することが提案されている。このような問題意識及び改善提案は、コーエン委員会報告書以来、繰り返し議論の俎上に載せられてきたものである。標準監査報告書の書式と記載内容は、財務諸表監査の性質や監査人の役割ないし責任に関する社会の理解に結び付く古くて新しい問題といえよう。IAASB及びIOSCOによる調査・研究はいずれも現在進行中であるため、本稿は概要の紹介に止まるが、今後の動向に注目したい。

〈参考文献〉

American Institute of Certified Public Accountants (AICPA) [1978], The Commission on Auditors' Responsibilities: Report, Conclusions, and Recommendations (1978), 鳥羽至英訳 [1989] 『財務諸表監査の基本的枠組み』、白桃書房。

Committee of European Securities Regulators (CESR) [2007], Survey on the direct communication of auditors with the public on the statutory audit of the annual or consolidated accounts of listed companies, June 2007.

European Commission (EC) [2010], Green Paper, Audit Policy: Lessons from the Crisis, October 2010.

International Auditing and Assurance Standards Board (IAASB) [2009 a], Background Papers for San Francisco, CA-United States Meeting (Dec. 7, 2009-Dec. 11, 2009), Agenda Item 4-A, Auditor's Report-IAASB Working Group Report, December 2009.

—— [2009b], International Standard on Auditing 700, Forming an Opinion and Reporting on Financial Statements, February 2009.

—— [2010], Background Papers for Orlando, Florida Meeting (Dec. 6, 2010-Dec. 10, 2010), Agenda Item 7-A, Auditor Reporting- Issues and IAASB Working Group Proposals, December 2010.

International Organization of Securities Commissions (IOSCO) [2009], Technical Committee, Auditor Communications, Consultation Report, September 2009.

—— [2010], Technical Commit-

tee, Auditor Communications Consultation Report: Comment Letters, February 2010.

甲斐幸子 [2010] 「欧州委員会 グリーン・ペーパー『監査に関する施策：金融危機からの教訓』」、『会計・監査ジャーナル』Vol.22、No.12、2010年12月、10-15頁。

関口智和 [2010]、「IAASB会議報告（第37回会議）サンフランシスコ会議」、『会計・監査ジャーナル』Vol.22、No.3、2010年3月、89-92頁。

鳥羽至英 [2009] 『財務諸表監査理論と制度【基礎編】』、國元書房、2009年。

内藤文雄・松本祥尚・林 隆敏 [2010] 『国際監査基準の完全解説』、中央経済社、2010年。

〈注〉

1 より具体的にいえば、限定事項がなく (unqualified)、追記情報その他による修正が加えられていない (unmodified) 監査報告書を意味する。

2 欧州委員会は、2010年10月に、グリーン・ペーパー「監査に関する政策：金融危機からの教訓」を公表した (EC [2010])。この文書の概要は、甲斐 [2010] で紹介されており、また、日本公認会計士協会は、2010年12月8日付けでこの文書に対するコメントを提出している。「監査人による利害関係者への伝達」に関して提示された質問事項は、以下の9つである。

① (財務諸表の) 監査は、被監査会社の財務的健全性に関する安心を提供すべきであると考えらるか。

② 監査期待ギャップを解消する

ために、及び監査の役割を明確にするために実施された監査の方法論を財務諸表利用者によりよく説明すべきか。

③ 「職業的懐疑心」は強化されるべきか。それはどのようにすれば達成できるか。

④ 監査報告書に記載される限定事項 (限定付適正意見の表明) に対する否定的な理解を再検討すべきか。もしそうであれば、どのようにすればよいか。

⑤ 外部の株主に提供すべき追加情報は何か、また、その追加情報をどのように提供するか。

⑥ 外部監査人、内部監査人及び監査委員の間で、適切かつ定期的な意見交換は行われているか。もし行われていなければ、この三者間のコミュニケーションはどのように改善し得るか。

⑦ 監査人は、社会的責任に関して会社が報告する情報の信頼性を保証する役割を担うべきであると考えるか。

⑧ 監査人による株主宛の定期的なコミュニケーションの回数を増やすべきか。また、決算日と監査報告書日の時間間隔を短くすべきか。

⑨ 監査の価値を高めるために、上記のほかにもどんな手段が考えられるか。

3 近年の動向については、関口 [2010] も参照されたい。

4 報告書のファイルは、IAASBのウェブサイト (<http://www.ifac.org/IAASB/ProjectHistory.php?ProjID=0095>) からダウンロードできる。